

「エネルギー供給構造高度化法」に基づく  
石油精製業者向け告示改正について  
(進捗状況)

平成26年5月  
資源エネルギー庁

## 第2回資源・燃料分科会・石油・天然ガス小委員会合同会合(3月28日)で 御了承いただいた、告示改正の基本的な方向性

- 原油一単位あたりの白油(ガソリン・灯油等)得率向上(=「原油の有効利用」)を引き続き進めるべく、エネルギー供給構造高度化法の大蔵告示に新たな目標を設定する。
- 以下のように、①「装備率の向上」にかかる定義等の見直し、②新たな装備率定義による目標の設定、③複数企業による連携が評価される措置の導入等を行う。

### ●「装備率の向上」にかかる定義等の見直し

#### (1) 定義の見直し

- ・原油の「重軽価格差(重質油と軽質油の価格差)」の現状、今後の世界市場の変化の見通し、各社の成長戦略の多様化等の様々な意見を踏まえ、「分子」について、重質油分解能力のみでなく、残油処理能力に着目するなど、「装備率の向上」に関する「定義」を見直す。
- ・詳細な告示案の検討にあたっては、①現行告示との継続性、②我が国石油産業全体の国際競争力の強化、③個社の成長戦略の実施の円滑化、④国内市場の健全な発展等に留意して進める。

#### (2) 対応方法の見直し

- ・「分母対応」については、現行告示に定める考え方(装置の「廃棄」による対応のみを認める)を継続することの限界を踏まえ、装置の「公称能力削減」による対応も認める。
- ・「分子対応」については、現行告示に定める「相応の改良工事」や「装置の稼働の向上」のほか、柔軟な石油・石化等生産体制の強化等を伴うものとし、実質的な変革努力や改善効果が認められ、安定供給にも配慮した対応のみを認める。

### ●複数企業による連携が評価される措置の導入

事業連携の推進や事業再編を阻害せず、こうした取組が評価される制度設計とする。

### ●1つの製油所のみ有する石油精製業者への措置の継続(本則に準ずる対応を認める)

### ●装備率の改善目標

- (1) 数値の国際比較等も踏まえ、我が国石油精製業全体としての改善目標を設定する。
- (2) その上で、起算点(以下参照)時点の装備率に応じ、各社に相応の努力を求めることとなるような「目標とする改善率」を設定する。

### ●取組期間

- (1) 目標期限は2017年3月末とする。起算点は、2014年3月末時点の能力に基づくものとする(目標数字と関連あり)。
- (2) 2014年3月末時点で現行告示対応(工事等)が終了しない者については、対応終了時の能力が起算点。等

## 第2回資源・燃料分科会・石油・天然ガス小委員会合同会合(3月28日)における 委員・オブザーバーからの御意見の概要(1/3)

### 【制度全体】

- 高度化法は、本来各社がそれぞれで取り組むべき石油の有効利用体制の強化や設備の最適化を促し、結果として、経営基盤強化につながる枠組みとして、今後とも機能することを期待。
- 「告示の基本的方向性」では、石油産業の国際競争力強化や成長戦略などに留意して見直すことが示されており、評価。
- 告示の実効性を担保する意味でも各社の意見を集大成し、一定の納得感を得られる様な形で検討すべき。
- 検討に時間がかかる、様々な制約があるために、これまでの延長上の設備調整の枠組みをリファインしていくというのが現実的であるということとは分からないでもない。
- 高度化法の成立時点においては「誘導的規制」がキーワードだった。そのときの印象としては「誘導」よりも「規制」が強かったが、提出された案は「誘導的規制」の中の大きな枠組みは変えないが、個社の成長戦略にあわせながら「誘導」の面を出していく方向であり、現実的。

### 【定義等の見直し】

- 定義の見直し、改善目標、起算点の3点は一体として検討すべきものであり、この内容を明確にした上で、今後も各社と十分議論すべき。その場合にも定義の見直し、複数企業連携への評価、石油業間の連携、石油・石化との連携促進、輸出力を高める取組等の、競争力強化の取組を可能な限り工夫して入れるべき。状況に応じて適宜レビューを行って弾力的な対応を行っていくべき。
- 原油等の有効利用の視点から重質油分解能力だけではなく、残油処理能力からも見るのは非常にフェア。
- 定義については石油の安定供給という側面もあるが、日本の石油精製業の国際競争力を向上し、海外に打って出るための国内の安定的な事業基盤というところも勘案すべき。
- 経営基盤を強化するということでは定義を見直し、フレキシブルに対応することは評価。

## 第2回資源・燃料分科会・石油・天然ガス小委員会合同会合(3月28日)における 委員・オブザーバーからの御意見の概要(2/3)

### 【連携・再編の促進】

- 製油所連携や石油・石化連携、輸出などの競争力強化策について例外的な扱いを認めるような工夫をすべき。
- 事業再編、構造改善を進めるということは自治体としても賛成。
- 複数企業の連携や事業再編の阻害要因を大胆に削って、石油が国民生活に果たす役割をしっかりと担えるようにすべき。
- 高度化法の成立時点では、高度化法により、どんな重質原油を持ってきても、ボトムレスなグリーンリファイナリーを形成していくものと考えていた。その点、今回、定義をより広範にするとともに、複数企業による連携が上手く評価されるようにするという方向性は的を射ている。
- シェール革命により、C4などの石油化学製品にはチャンスが出てきたが、複数企業で連携しないと(国際競争に)太刀打ちできないところ、こうした点も配慮すべき。

### 【地域経済・雇用に対する影響】

- 設備最適化は地域経済や雇用に大きく影響を与えるのでこの視点も片方において議論すべき。
- 次期告示の対応におかれては、各社の届出計画の中に具体的措置に伴う雇用への影響とその対応策も含めるべき。
- 雇用対応(自然減、新規事業への配置転換など)に時間がかかるという想定がなされる場合には目標期限を過ぎて調整を図るなどの対応をすべき。

## 第2回資源・燃料分科会・石油・天然ガス小委員会合同会合(3月28日)における 委員・オブザーバーからの御意見の概要(3/3)

### 【エネルギーセキュリティの観点】

- エネルギーセキュリティの観点を詳細な告示案の検討に加えるべき。現行告示では分母対応が多いということだが、稼働率を高めつつも、安定供給に支障が出ないようにすべき。
- エネルギーセキュリティの観点から、消費地精製主義を守っていくというトーンを出していくべき。
- ウクライナなどの国際情勢を踏まえ、国民のエネルギー安全保障に関する意識が高まっている。石油が国民生活のどこを支えられるかということを明確にしなが、議論を進めていくべき。

### 【国内の石油需要の減少への対応】

- 国内市場が縮小する中でこれにあわせて供給力も縮小していこうと方針だと、石油精製業の国際競争力の強化や海外進出につながらないのではないかと懸念。
- 長期的な展望において、燃料油需要は著しく減少。こうした状況に向けて国際競争力の強化を具体化するための方策を後押しできる仕組みを考えるべき。
- 石油需要が減少するから、(事業規模を)狭くするという小さな発想ではなく(国民生活に)一定程度の役割を担うための事業再編を目指すべき。
- 石油の需給は大変アンバランスになっている。実感として業転玉が多く出ているという認識。地域のSSがどんどん辞めていくというのは国民生活の大きな問題。過剰供給問題に対応していくべき。

### 【その他】

- 各社の成長戦略が雇用や地域の問題、更に業転玉の問題も生じない成長戦略となっているかチェックしていくべき。
- いわば石油産業競争力強化法といった発想もあるのではないか。
- 健全な競争と消費者視点に留意すべき。
- 国際競争力を向上していくことについて、製品輸出の強化のためにタンクや、海外備蓄などに支援していくべき。